

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人
介護と福祉の調査機関おきなわ

平成 29 年度

調査期間：平成29年 9月 4日
平成29年12月11日

②事業者情報

名 称：	吉水寮	種 別：	乳児院
代表者氏名：	伊波 毅	定員 (利用人数)：	20 名
所 在 地：	〒901-0301 沖縄県糸満市字阿波根567番地		TEL 098-994-5134

③総評

◇特に評価の高い点

1. 経営の改善や業務の実効性を高めるために意欲的に取り組んでいる。

施設長は前施設長の退職に伴い、この4月に就任している。毎月の支援会議やケア会議に出席し、子ども一人ひとりの状況把握に努めると同時に現場へ頻繁に足を運び、業務が多忙になる朝夕の時間帯に職員を増やす、半日パートの導入や積極的な加算職員の配置など業務改善を行い、働きやすい環境整備に努めている。経営改善にも取り組み、電気のLEDへの変更、クーラーやボイラーの省エネ製品の設置をするなどに取り組んでいる。

2. 子どもを尊重した養育・支援に取り組み、愛着関係の形成に努めている。

乳児院倫理綱領や「より適切な関わりをするためのチェックポイント」を活用して振り返りを行い、代弁者としての使命を認識し、養育・支援の実践に努めている。さらに、子どもとの個別的な関わりが持てるように「養育担当制」が採られ、愛着関係の形成に努めている。定期検診や食事会、ピクニック等も担当職員で対応するよう配慮され、年に2組がホテルに宿泊して愛着関係を深める行事は継続して実施されている。小規模グループホームでは一緒に入浴するなど愛着関係を育んでいる。

3. 子どもの安全確保のための取り組みが組織的に毎月実施されている。

法人として敷地内にある乳児院、児童養護施設、障がい者支援施設、障がい児施設からなる防災委員会が設置され、年2回の消防署による総合訓練も含めて毎月避難訓練の実施や敷地内外の設備や備品の点検を事故予防チェックリスト表を用いて、子供が安全に生活できるよう取り組みがなされている。また、災害時の職員への連絡網については、実際に電話をかけ、かかった時間を確認するなど組織的に取り組まれていることは評価できる。

◇改善を求められる点

1. 中・長期計画への追加、及び計画に沿った単年度事業計画の策定が望まれる。

中・長期計画は家庭的養護推進計画として建設計画が策定されている。その計画に基づく収支計画や組織体制や設備の整備、職員体制、人材確保等に関する具体的な追加が望まれる。単年度の事業計画は中・長期計画を踏まえた内容として目標達成に向けた計画月や数値目標等の設定が望まれる。

2. スーパービジョン体制を構築し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組むことが望まれる。

今年度、施設長を含めて3人の職員が基幹的職員の研修を受講しており、今後、職員の専門性の向上や公私の悩み事相談等に対応することを期待したいと同時に、スーパーバイザー体制の構築が望まれる。

3. ネットワークシステムの活用による情報の共有化が望まれる。

毎月開催される支援会議やケア会議で子どもに関する情報を共有し、養育・支援に取り組んでおり、養育、看護、家族支援等各部門の記録は各部門毎に整備されている。子ども一人ひとりの全体像の把握や情報共有の迅速化をはかる目的として、電子データによるネットワーク化の整備が求められる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価結果については、自己評価よりも若干高い評価をいただきましたが、事業計画の具体的な数値や体制を盛り込んだ策定やスーパービジョン体制を活用した福祉人材の確保・育成、そして情報共有のためのネットワークシステムの整備等、改善すべき点が明らかになりました。

第三者評価を受審することにより、職員の自覚と改善意欲の醸成、そして課題の共有化が促進されました。高く評価していただいたことについては今後も継続していき、指摘や改善を求められた事項については真摯に受け止め、改善・整備に取り組み乳幼児の養育・支援の質の向上を図っていきます。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 評価結果 【乳児院版】

共通評価基準

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果	
I 養育・支援の基本方針と組織					
1 理念・基本方針					
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。					
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。			b	
判断基準	a	法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。		理念、基本方針の明文化と周知について、法人や施設の理念や基本方針はホームページやパンフレットや養育マニュアルに掲載されている。養育目標には、「明るく、楽しく、仲良く」の標語を掲げている。理念や目標は施設の使命、考え方を読み取ることができる。基本方針は、年度初めや毎月の支援会議等で読み合わせを行う等、周知が図られている。 保護者へはパンフレットを配布されているが、わかりやすく説明した資料を作成して周知を図ることが望まれる。	
	b	法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。			
	c	法人・施設の理念、基本方針が明文化されていない。			
着眼点	○	理念、基本方針が文書(事業計画等の法人・施設内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。			
	○	理念は、法人・施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。			
	○	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。			
	○	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。			
		理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。			
○	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。				
2 経営状況の把握					
(1) 経営環境の変化等に対応している。					
2	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。				b
判断基準	a	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析については、施設長が全国や九州地区の乳児院施設協議会施設長部会等に出席し、全乳協ニュースや福祉新聞、経営協だより等で社会的養護の動向等を把握している。施設の経営状況は、毎月の月次報告にて収支状況や利用率等が把握・分析されている。 地域の各種福祉計画の策定状況を把握し、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集して、地域ニーズの特徴や変化を把握し、課題分析していくことが望まれる。	
	b	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。			
	c	施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。			
着眼点	○	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。			
		地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。			
		子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。			
	○	定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。			

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。			b	
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。		経営課題を明確にした具体的な取り組みとしては、毎月、法人内の施設長部会において財務状況や施設の課題等が話し合われている。職員には支援会議で施設長から説明し、周知を図っている。理事等へは理事会で報告、説明していることが議事録で確認できた。 経営課題の改善について、具体的な取り組みを促進することが望まれる。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。			
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。			
着眼点	○	経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。			
	○	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。			
	○	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。			
		経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。			
3 事業計画の策定					
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。					
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。				b
判断基準	a	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。		中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、平成37年度までの「家庭的養護推進計画」が策定され、①施設の小規模グループケア化、②グループホームの設置(設置済み)、③ファミリーホームの設置が計画されている。法人全体として老朽化した建物の改築が計画されている。 計画の実現に向けた具体的な数値目標やスケジュールを示し、進行状況の確認ができるような工夫と必要に応じた見直しが見直しが望まれる。	
	b	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。			
	c	経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。			
着眼点	○	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。			
		中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。計画の推進のための具体的なスケジュールや			
		中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
		中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。			
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。				c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。			中・長期計画を踏まえた単年度の計画の策定については、事業計画は策定されている。単年度の事業計画は中・長期計画をふまえた今年度の事業方針や重点目標、具体的な数値目標や成果の設定、実施状況の評価等を確認できる内容とすることが望まれる。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。			
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。			
着眼点		単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。			
		単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。			
		単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。			
		単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われているかについては、事業計画は支援会議で話し合われ、最終的に保健福祉部会で検討し、決裁を経て、4月の支援会議で職員に配布、報告され周知が図られている。 事業計画の実施状況の把握、評価、見直しを図るまでのPDCAサイクルの実施が望まれる。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
着眼点	○	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
		計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
		事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
		評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
○	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。		
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		c
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	事業計画の保護者等への周知については、事業計画の主な内容をわかりやすく説明した資料を作成し、説明することが望まれる。
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
着眼点		事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
		事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
		事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
		事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組			
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
判断基準	a	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	養育・支援の質の向上に向けた組織的取り組みについては、自己評価検討会を設置し、毎年、養育・支援の内容を含め、組織的に評価し、ホームページに公開している。また、第三者評価も定期的に受審している。 今後は自己評価検討会においてPDCAサイクルに基づく質の向上に向けた継続的な取り組みが望まれる。
	b	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
着眼点		組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	
	○	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
		評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
9	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にした計画的な改善策の実施については、職員間で課題の共有化が図られている。前回の第三者評価において課題であった、子どものプライバシー保護と苦情対応、感染症予防対応マニュアルが整備されている。 自己評価検討会を継続的に設置して、評価結果から明確になった課題解決のため、改善に向けた取り組みが望まれる。
	b	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。	
着眼点		評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	職員間で課題の共有化が図られている。	
		評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
		評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
		改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		b
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	施設長は、自らの役割と責任を職員に表明し、理解されるような取り組みについて、施設長の役割と責任は施設管理規程に明記されている。法人の広報誌の中で毎年12月に表明している。施設長は年度初めに支援会議等で職員に経営方針等を説明し、取り組みの周知が図られている。 有事の際の施設長不在時の権限委任等についての明確化が望まれる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
着眼点	○	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
		平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みについて、施設長は県内外の施設長会議や研修等に参加し、遵守すべき法令の理解を深めている。全乳協ニュースや福祉新聞等で情報を収集し、特に児童福祉法や虐待防止法等の改正がある場合は、支援会議等で職員に周知を図るとともに研修への参加を促している。施設運営における利害関係者との関係は経理規程に入札制度が明示され関係を保持している。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
着眼点	○	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。				
12	養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。			b
判断基準	a	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。	施設長は養育・支援の質向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮していることについて、毎月の支援会議やケース会議に参加し、意見を述べ、現場の課題の把握に努めている。今年6月からは、業務が多忙になる時間帯の朝と夕方に職員を増やし、業務改善に努めている。職員研修においては、毎年、各職種の職員と一緒に施設長も施設内外研修に参加し、養育・支援の向上を図っている。施設長は経営協や福祉関係の専門書を購読し、自己研鑽に努めている。	
	b	施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。		
	c	施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。		
着眼点		施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。		
	○	施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
	○	施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
	○	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。		
	○	施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		
○	施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。			
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。			
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	経営の改善や業務の実効性を高める取り組みについては、法人の施設長部会において、毎月の財務状況や職員の有給休暇取得や時間外労働等の把握に努め、分析等が行われている。現場の朝夕の多忙時間帯への職員配置増等、働きやすい環境整備を図るとともに電気をLEDに変更するなど経営の改善にも取り組んでいる。経営改善に向けて更なる取り組みに期待したい。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。		
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。		
着眼点	○	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。		
	○	施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。		
	○	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。		
	○	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
2 福祉人材の確保・育成			
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b
判断基準	a	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立する取り組みについて、施設長は人材確保の研修を受講し、ホームページやハローワークで常に職員募集をしている。実習生や職員等に声掛けするなど採用活動に努力している。里親支援専門相談員やグループホームの加算職員の配置、補助金事業を活用した半日パートの保育補助職員の配置等、人員体制の充実に努めている。基幹的職員の研修に施設長をはじめ、3人が今年度受講している。 必要な福祉人材の確保に関する方針、及び具体的な計画の作成が望まれる。
	b	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
着眼点		必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
		養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
		計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	○	法人・施設として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
	○	各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	
15	総合的な人事管理が行われている。		b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	総合的な人事管理については、就業規則の中で、採用・人事異動について定めがあり、期待する職員像として「職員の心得」が作成されている。 異動や昇進・昇格等の人事基準の明確化、及び職員の意見等の把握に努め、職員が自らの将来の姿を描くことが出来るような総合的な仕組みづくりが望まれる。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
着眼点	○	法人・施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
		人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
		一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
		職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
		把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
		職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。			b
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。		職員の就業状況や意向を把握した働きやすい職場づくりについては、施設管理規程で労務管理の責任者は施設長となっている。出退勤についてはタイムカード方式が採用され、就業状況を把握している。施設長は毎月の勤務表を作成するとともに有給休暇の消化率等も把握している。平成28年度から職員のストレスチェックを日本健康クラブに委託して職員の心身の健康状況を把握し、その結果は嘱託医に報告されている。就業規則で育児休業や介護休業、子の看護休暇、育児のための短時間勤務制度などが整備され、ワーク・ライフ・バランスに配慮されている。 職員の個別面談の実施や悩み相談窓口の設置等、職員が相談しやすい工夫が望まれる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。		
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。		
着眼点	○	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。		
	○	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。		
	○	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。		
		定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような施設内の工夫をしている。		
	○	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。		
	○	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。		
		改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。		
○	人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。			
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。			c
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。		職員一人ひとりの育成に向けた取組については、期待する職員像に対する職員一人ひとりの目標設定、及び目標管理のための年2回、面接の実施が望まれる。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。		
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。		
着眼点		施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。		
		個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。		
		職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。		
		職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。		
		職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。		

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。			b
判断基準	a	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されているかについて、「全国乳児院施設協議会の倫理綱領」と「袋中園職員の心得」に職員に求める基本姿勢が明示されている。単年度の県外研修計画が作成され、研修を受講している。 実施月や研修内容等、具体的に項目を追加した県内外の研修計画を作成し、計画、実施、評価、見直しというPDCAサイクルにもとづいた教育・研修の実施が望まれる。
	b	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。		
	c	施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。		
着眼点	○	施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。		
		現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。		
	○	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。		
		定期的に計画の評価と見直しを行っている。		
	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。			
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。			
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。		職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保については、個別の職員の専門資格等は事務局で把握されている。新任職員や階層別研修が実施され、特に県外研修は全職種を対象に2年に1回は派遣できるよう、年度初めに計画が作成され職員へ周知されている。研修後は、報告会が開催されるとともに復命書も提出されている。 職務に必要とされる知識・技術水準に応じた研修の更なる実施が望まれる。
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。		
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。		
着眼点	○	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。		
	○	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。		
	○	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。		
	○	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。		
	○	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20	実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。			b
判断基準	a	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。		実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成の体制を整備した取り組みについては、学校からの実習依頼により、保育専門学校生等を受け入れている。実習は少人数で実施し、実習プログラムに沿って、オリエンテーションや実習指導、反省会、評価を行っている。主任が受け入れ窓口となり、実習期間中は学校と連携しながら取り組んでいる。 実習生等の教育・育成に関する基本姿勢の明文化が望まれる。
	b	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。		
	c	実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。		
着眼点		実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。		
	○	実習生等の養育・支援の専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。		
	○	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。		
		指導者に対する研修を実施している。		
○	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。			

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
3 運営の透明性の確保			
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
判断基準	a	施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	運営の透明性を確保するための情報公開について、法人のホームページで、施設の理念や養育方針、行事や日課表、事業報告、決算等が公開されている。第三者評価の受審結果や毎年実施している自己評価を公表している。苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応状況も公表している。年1回、広報誌「園報」を地域の学校や自治会、老人会、社会福祉協議会に配布して、施設の存在意義や役割、活動等の説明に努めている。
	b	施設の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
着眼点	c	施設の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	○	ホームページ等の活用により、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○	法人・施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人・施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		b
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営について、施設における事務、経理、取引等は経理規程で明確にされている。管理規程では職務分掌と権限・責任が明確にされ、施設長会議で月次報告等が行われている。定期的に監事による内部監査を実施し、ホームページで情報公開している。 施設における事務、経理、取引等に関するルールの職員等への周知、及び外部の専門家による指導や助言が望まれる。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。	
着眼点	○	施設における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	
	○	施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
		施設における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
	○	施設における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
		外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
		外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
4 地域との交流、地域貢献			
(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	子どもと地域との交流を広げるための取り組みについて、地域との関わり方についての基本的な考え方は、法人の定款や広報誌「園報」に明示されている。地域との交流は、施設主催の盆踊りや運動会等の行事に地域住民を招待し、日常の散歩等で挨拶をかわしコミュニケーションを心がけている。地域の赤十字奉仕団が定期的にボランティアとして洗濯物たたみ等の支援を行っている。子どもの買い物や通院等は地域のスーパーや医療機関等を利用するよう努めている。 日常的な地域との交流を広げるための更なる取り組みが望まれる。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
着眼点	☐	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	☐	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	☐	施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
	☐	子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢について、ボランティア受入れマニュアルに基本姿勢を明示し、面談や登録手続、オリエンテーションを行っている。ボランティアは高校卒業生以上が対象で、双方に無理のない範囲内で参加できるようにし、必要な研修や支援を行っている。調査当日も1時間程度乳児を抱っこするボランティアが来所していた。感謝の集いとして、毎年11月にサンクスボランティアを開催し、ボランティアを招待して協力体制の確立に努めている。 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化することが望まれる。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
着眼点	☐	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
		地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	☐	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	☐	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
		学校教育への協力を行っている。	

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果	
(2) 関係機関との連携が確保されている。					
25	施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。			b	
判断基準	a	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。		施設として必要な社会資源を明確にした関係機関等との連携について、病院や児童相談所、関係市町村等の社会資源を明示したリストを作成し、会議で職員間で情報の共有化を図っている。スーパーに見学に行ったり、レストランで食事をするなど、社会資源を活用している。児童相談所と定期的にケア会議を開催し、子どもと保護者等の情報共有や今後の方向性を話し合っている。退所後のアフターケアについては、家庭支援専門相談員が、児童相談所と連携し対応している。必要に応じ所在地の要保護児童対策地域協議会へも参加し、共通の問題解決に向け、協働して取り組みを行っている。 なお一層の社会資源の活用が望まれる。	
	b	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。			
	c	子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。			
着眼点	○	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。			
	○	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。			
	○	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。			
	○	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。			
		地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。			
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。					
26	施設が有する機能を地域に還元している。				b
判断基準	a	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。			施設が有する機能の地域への還元について、施設主催の盆踊りや運動会等で地域住民との交流を図った取り組みを行っている。運動場の利用やマイクロバス、チャイルドシート、運動会の用具等の貸し出しも行っている。 施設の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等の開催や地域ニーズに応じて住民が自由に参加できる支援、及び関係機関等と連携して、地域の活性化やまちづくりへ貢献する取り組みが望まれる。
	b	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。			
	c	施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。			
着眼点	○	施設のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。			
		施設の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。			
		施設の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。			
		災害時の地域における役割等について確認がなされている。			
		多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。			

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
27	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動について、施設長は3月まで糸満市社会福祉協議会の評議員として、地域福祉ニーズの把握に努めていた。施設独自の短期保護事業は実施要項を策定し、家庭での養育介護が困難になった場合、短期間保護し費用を低額にしている。事業計画にも明記されているが、現状では措置入所や一時保護入所で対応が可能となっている。 公益的な事業の再度の検討、及び民生委員・児童委員等と連携して、具体的な福祉ニーズの把握が望まれる。
	b	地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
着眼点	c	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	
	○	施設の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。	
		民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		地域住民に対する相談事業を実施することなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
	○	関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○	把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
		把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28	子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
判断基準	a	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。	子どもを尊重した養育・支援の実施について、会議等で理念や基本方針、乳児院倫理綱領を読み合わせ、職員の共通理解を図る取り組みを行っている。子どもを尊重した基本姿勢は、養育マニュアルに明示され、養育・支援の実施に努めている。大事なことは職員連絡帳に朱書きし、申し送りや三交代制の職員への周知を図っている。基本的人権への配慮についての外部研修に参加し、施設での報告会の実施や復命書の回覧をしている。「より適切なかわりをするためのチェックポイント」を活用して、自主的な自己評価を行い、養育向上に努めている。 子どもを尊重した養育・支援の実施について、更なる充実した取り組みが望まれる。
	b	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。	
着眼点	○	理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	
	○	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
29	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。			b
判断基準	a	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	子どものプライバシー保護等の権利擁護については、プライバシー保護や虐待対応マニュアルが整備され、会議や研修等で職員への理解を図り、「職員の心得」に施設職員としての姿勢・責務を明示している。虐待防止と権利擁護に関する研修は全職員が受講している。入所時に保護者等へも、プライバシー保護について説明している。子どものプライバシー保護については、子どものフルネーム使用は最小限にとどめ、持ち物は名前のみで表示し、写真撮影や子どもの入所問い合わせにも慎重に対応している。トイレはガラス戸にフィルムをはって目隠しをしている。オムツ交換や着替えのときは、身体の向きに気をつける等、人目にさらさないよう配慮している。不適切な事案が発生した場合は、虐待対応マニュアルや就業規則に対応方法が明記されている。 子どものプライバシー保護等への更なる取り組みが望まれる。	
	b	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の実施が十分ではない。		
	c	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。		
着眼点	○	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		
	○	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		
	○	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。		
	○	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。		
	○	保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。		
	○	規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。		
○	不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。			
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
30	保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。			b
判断基準	a	保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。	保護者等に対する養育・支援の利用に必要な情報の提供については、施設の理念や養育方針、日課表、行事等を記載したリーフレットを使用して説明している。リーフレットは写真や絵の使用でわかりやすい内容になっており、ホームページでも公開している。施設入所予定の保護者等については、児童相談所と連携し、家庭支援専門相談員が個別に丁寧な対応を心がけている。希望があれば、施設見学にも対応している。 保護者等に対する情報提供について、適宜見直しが望まれる。	
	b	保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。		
	c	保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。		
着眼点	○	理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。		
	○	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。		
	○	施設に入所予定の保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。		
	○	見学等の希望に対応している。		
	保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。			

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
31	養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。			b
判断基準	a	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	養育・支援の開始・過程において保護者等への説明について、家庭支援専門相談員は、入所時または最初の面会時に、保護者等に日課表と施設での規則や面会等の約束ごとを記載した文書によって説明している。保護者との対応マニュアルに沿って対応し、言葉づかいに注意して、信頼関係をつくるよう心がけ、説明後は保護者等から書面による同意のサインをもらっている。 意思決定が困難な保護者等への配慮についてのルール化が望まれる。	
	b	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。		
	c	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。		
着眼点	○	養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。		
	○	養育・支援の開始・過程においては、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。		
	○	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。		
	○	養育・支援の開始・過程においては、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。		
		意思決定が困難な保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。		
32	措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。			
判断基準	a	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。	措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性への配慮について、家庭支援専門相談員は児童相談所と連携しながら、家庭引き取りに向け、愛着関係や引き取って育てられる自信がつくよう支援している。退所後1年は定期的に連絡を取り、施設の行事への参加を促し、家庭での状況把握を行っている。他施設への措置変更の場合は、安心して移行できるよう慣らし保育を行うなど馴染みの関係をつくるよう配慮している。退所時のマニュアルに、養育・支援の継続性に配慮した手順と児童記録、母子手帳、アルバム等の引き継ぎ文書を定めている。 保護者等に対し、退所後の相談方法や担当者について説明内容を記載した文書の配布が望まれる。	
	b	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。		
	c	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。		
着眼点	○	養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。		
	○	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。		
	○	施設を退所した後も、施設として保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。		
		施設を退所した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。		

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。				
33	子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		b	
判断基準	a	子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	子どもの満足の向上を目的とする仕組みについては、子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの表情や態度から満足を把握するよう心がけている。ケース会議や支援会議等で一人ひとりの子どもの課題が検討され、満足できるような養育に努めている。家庭支援専門相談員が保護者等とコミュニケーションを図り、保護者等からは、「お世話になっている」、「やってもらってありがとう」の言葉がある。保護者等に毎月園だよりを送り、施設の情報を提供している。 子どもの満足を集約する担当者の設置や把握した結果の分析・検討、及びその結果にもとづく改善が望まれる。	
	b	子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。		
	c	子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。		
着眼点	○	子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めている。		
	○	職員等が、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、定期的に保護者等の満足を把握している。		
		把握した子どもの満足を集約する担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために検討会議の設置等が行われている。		
		分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。		
(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。			b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	苦情解決の仕組みについて、苦情対応の実施要綱やマニュアルで、苦情解決の体制が明示されている。苦情解決責任者や受付担当者、第三者委員を設置し、ホームページで公開している。施設内に、苦情解決の沖縄県運営適正化委員会のポスターが掲示されている。面会室には「吉ちゃんの声」（意見箱）を設置している。 保護者等へのアンケートの実施などや、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した資料の配布が望まれる。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。		
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。		
着眼点	○	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。		
		苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。		
		苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。		
	○	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。		
	○	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。		
	○	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。		
	○	苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。		

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
35	保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。			b
判断基準	a	保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。		保護者等が相談や意見を述べやすい環境の整備については、家庭支援専門相談員を中心に、保護者等との関係づくりに努めている。面会室は相談等がしやすいようプライバシーが保護され、配慮されている。施設内に苦情解決のため、第三者委員の設置について掲示し、意見箱を設置している。 保護者等が相談や意見を述べたりする時に、複数の方法や相手を自由を選ぶことを説明した文書の作成が望まれる。
	b	保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。		
	c	保護者等が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。		
着眼点		保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。		
	○	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。		
	○	相談しやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。		
36	保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。			
判断基準	a	保護者等からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。		保護者等からの相談や意見に対する対応については、苦情対応マニュアルを整備して、苦情等があった場合、よく話し合っ解決するよう努めている。解決できない内容は上司に相談し、会議等で話し合われている。意見箱の設置についても説明している。5月ごろ児童相談所からの連絡で、子どもが施設内でボランティアから不適切な対応を受けたとの話が保護者からあったという。職員や保護者、ボランティアに事実を確認し、対応結果を保護者や児童相談所等に報告している。 意見等にもとづく養育・支援の質の向上に関わる取り組みが望まれる。
	b	保護者等からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。		
	c	保護者等からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。		
着眼点	○	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。		
	○	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。		
	○	職員は、日々の養育・支援の実施において、保護者等が相談しやすい意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。		
	○	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。		
	○	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。		
		意見等にもとづく、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。		

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。				
37	安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。			b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。		安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制については、安全管理のマニュアルが整備され、防災委員会が設置されている。マニュアルは職員に配布し、支援会議等で周知している。事例の収集や、事故報告書を作成して、毎月ケース会議等の前に心肺蘇生法の研修を実施している。事故防止等安全確保対策として、事故予防チェックリスト表を用いて、毎月室内、及び室外の遊具等を確認し、防災委員会に報告している。 再発防止のための検討委員会を設置し、改善策や再発防止策の検討・実施が望まれる。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。		
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。		
着眼点		リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。		
	○	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。		
	○	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。		
		収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。		
	○	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。		
	○	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。		
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。			
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。		感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制については、感染症マニュアルが作成され、感染症予防として、食事用テーブル等はアルコールを用いて、各部屋や廊下等は逆性石鹸を使って毎日拭いている。エアコンのフィルターは業者の点検を含め、年4回ほど掃除し、ベッドやドアノブ、壁、玩具等はその都度アルコールで消毒している。感染症が発生した場合は、罹患児は交流室に隔離し、職員を張り付けマスクやエプロン等を区別して対応している。 感染症対策として、責任者と役割を明確にし、管理体制の強化が望まれる。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。		
	c	感染症の予防策が講じられていない。		
着眼点		感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。		
	○	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。		
	○	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。		
	○	感染症の予防策が適切に講じられている。		
	○	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。		
	○	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。		

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。			a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	災害時における子どもの安全確保のための取り組みは、法人として防災規定が策定され、火災発生時や地震発生時、台風対応のマニュアルが作成されている。法人で防災委員会を設置し、避難訓練は毎月実施され、消防署立ち合いの総合訓練を年2回実施している。子どもや職員の安否確認はマニュアルに担当が明記され訓練で周知されている。食料品は栄養士を責任者とし、備蓄リストとリストにもとづいた献立表も作成されている。備蓄品を普段の給食に効率よく活用している。 備蓄は随時補充することを期待したい。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。		
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。		
着眼点	○	災害時の対応体制が決められている。		
	○	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、養育・支援を継続するために必要な対策を講じている。		
	○	子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。		
	○	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。		
○	防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。			
2 養育・支援の質の確保				
(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。				
40	養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。			b
判断基準	a	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。	養育・支援の標準的な実施方法の文書化、及びそれにもとづいた養育・支援の実施については、養育マニュアルが作成され配布されている。その内容は、養育理念や目標、方針、年齢ごとの日課表、子どもの年齢月齢に応じた特徴、健康と安全、食事、遊びと運動、子どもの発達について、子どものプライバシー保護や虐待防止、苦情対応等となっている。 標準的な実施方法（マニュアル）に基づいて実施されているかを確認する仕組みが望まれる。	
	b	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。		
	c	養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。		
着眼点	○	標準的な実施方法が適切に文書化されている。		
	○	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。		
	○	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。		
	○	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。		
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。			b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	標準的な実施方法について見直しをする仕組みとしては、感染症対応マニュアルや担当制については、随時見直しとなっている。 マニュアルの検証・見直しの時期、及び方法を定めるとともに、見直しに当たっては職員等の意見や提案を反映して、年1回の検証と、定期的な見直しが見られる。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。		
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。		
着眼点	○	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。		
	○	養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。		
	○	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。		
	○	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。		

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。				
42	アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。			b
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。		アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画の策定については、養育マニュアルの中で自立支援計画書の策定責任者は養育主任となっている。アセスメントは入所時チェック表と出産の状況、及び予防接種状況調査票を用いて実施し、自立支援計画は、養育主任とケース担当、家庭支援専門相談員、個別対応職員、里親支援専門員で協議し、具体的なニーズを明記して策定されている。支援方法として月間援助計画を作成し、支援会議に栄養士も参加して実施している。アレルギー体質等がある子どもに対しても積極的な養育・支援に取り組んでいる。 自立支援計画どおりに支援が行われているかを確認する仕組みの構築が望まれる。
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。		
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。		
着眼点	☐	自立支援計画策定の責任者を設置している。		
	☐	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。		
	☐	部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。		
	☐	自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。		
	☐	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、保護者等の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。		
		自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。		
☐	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。			
43	定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。			
判断基準	a	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。		定期的な自立支援計画の評価・見直しについては、マニュアルが作成され、6か月ごとの見直しと、評価・検討会議への参加職員も定めている。毎月作成される月間援助計画で、今月の目標とする子どもの姿として課題を明確にし、支援会議で周知している。 変更した計画の職員への周知のマニュアルへの追記、及び緊急に変更する場合の仕組みの整備が望まれる。
	b	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。		
	c	自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。		
着眼点	☐	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。		
		見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。		
		自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。		
	☐	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。		

項 目			判断した理由 ・ 特記事項等	評価 結果
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。				
44	子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。			b
判断基準	a	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	子どもに関する養育・支援の実施状況の適切な記録と職員間での共有化について、養育支援の実施状況は、施設で定められた様式に記録されている。施設における情報は、日々の職員連絡帳により伝達周知する仕組みとしている。情報の共有化としては、月初めの支援会議、及びケース会議において取り組まれている。 職員連絡帳の閲覧確認のサインの実施、及び多職種の情報の共有化に向けてパソコンネットワークシステムの整備が望まれる。	
	b	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。		
	c	子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。		
着眼点	☐	子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。		
	☐	自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。		
	☐	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。		
	☐	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。		
	☐	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。		
	☐	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。		
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。			
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	子どもに関する記録の管理体制については、法人として個人情報管理規程が策定され、管理責任者は法人の事務局長となっている。記録の保管、保存、廃棄、情報の提供、及び不適切な利用や漏洩に対する対策について定めている。入所時に保護者に対して、プライバシー保護（他児の写真は写してはいけない等）について説明している。 記録の管理等について、個人情報保護規程の職員研修の実施が望まれる。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。		
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。		
着眼点	☐	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。		
	☐	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。		
	☐	記録管理の責任者が設置されている。		
	☐	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。		
	☐	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。		
	☐	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。		

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果	
A－1 子ども本位の養育・支援					
(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮					
46	A1	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。		b	
	判断基準	a	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通理解した日々の養育・支援の実施については、「乳児院倫理綱領」や「より適切なかわりをするためのチェックポイント」を会議で読み合わせを行って、代弁者としての使命を認識し、適切に接するための振り返りの機会として周知に努めている。多くの職員が外部研修に参加し、さらに復命報告を通じて職員が共通理解に努め、専門性を高めている。「より適切なかわりをするためのチェックポイント」を使って、自己評価を実施して、最善の利益を目指した更なる支援の取り組みが望まれる。	
		b	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践しているが、十分ではない。		
		c	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の養育・支援において実践していない。		
	着眼点	○	養育・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているか、振り返り検証する機会が設けられている。		
		○	職員が、子どもの最善の利益の実現を目指し、子どもによりそい、その思いを代弁する役割と使命を共通理解し、その実現に努めている。		
		○	子どもの最善の利益を実現させるために、日々の養育・支援に関する姿勢や子どもへの接し方等について、振り返り改善する取組を行っている。		
		○	施設全体の養育・支援の質の向上を図るために、研修や自己研鑽によって職員が専門性を高めている。		
		○	養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図る機会を設け、協働性を高めるよう取り組んでいる。		
	(2) 被措置児童等虐待対応				
47	A2	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。			a
	判断基準	a	体罰等を行わないよう徹底している。	体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底することについて、就業規則に体罰の禁止が明記され、表彰及び懲戒規程で処分を行う仕組みが定められている。職員は虐待防止の研修等外部研修を受講し、的確な援助技術の習得等に努めている。会議等で、体罰について行われていないことの会議録での確認がされている。	
		b	－		
		c	体罰等を行わないための取組が十分ではない。		
	着眼点	○	「就業規則」等の規程に具体的な例を示して体罰等の禁止を明記している。		
		○	体罰等があった場合を想定して、施設長が職員にその原因や体罰等の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。		
○		体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない的確な援助技術を習得できるようにしている。			
○	体罰等の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰等を取り上げ、行われていないことを確認している。				

項 目			判断した理由 ・ 特記事項等	評価 結果
48	A3	子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。		b
	判断基準	a	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見については、不適切なかかわりの防止として、虐待対応マニュアルを作成している。「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を使用して、早期発見のための乳幼児からのサインを見逃さないよう留意している。支援会議やケース会議等で体罰やペナルティーを伴わない的確な援助方法の確認がされている。入浴や夜間時は2人体制で対応し、不適切なかかわりがあった場合は規定に基づいて対処する仕組みがある。 不適切なかかわりの防止について、定期的なチェックポイントの自己評価の実施が望まれる。
		b	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
		c	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	着眼点	○	不適切なかかわりの防止について、具体的な例(ヒヤリ・ハット等)を示し、職員に徹底している。	
		○	不適切なかかわりに迅速に対応できるように、乳幼児からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。	
		○	不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようリスクマネジメントがなされている。	
		○	不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。	
		○	不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。	
		○	不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制(配置や担当の見直し等)を検討している。	
49	A4	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。		b
	判断基準	a	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応については、虐待対応マニュアルに記載されている。 虐待の事案が生じたとき、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制、及び通告者が不利益を受けないための仕組みのマニュアルへの追記が望まれる。
		b	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分でない。	
		c	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備していない。	
	着眼点	○	被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルが整備されている。	
			被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたとき、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができています。	
			被措置児童等虐待の届出・通告があった場合に、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備されている。	
		○	被措置児童等虐待の届出・通告制度について、研修会などで職員に周知をしている。	

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果	
A－2 養育・支援の質の確保					
(1) 養育・支援の基本					
50	A5	子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。			b
判断基準	a	乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。			子どもの心に寄り添いながら、子どもとの愛着関係を育む体制については、入所時から退所まで一貫した「担当養育制」を実施している。一人遊びから泣き始めると「抱っこ」し、食事をしない子に対しては無理強いせず様子を見るなど、受容的・応答性に心がけている。担当者との個別的なかわりとしては、定期検診や外食会、ピクニック等1対1で対応するよう体制的に配慮され、年に2組がホテルに宿泊し愛着関係を深める行事は現在も継続され楽しめとされている。施設と隣接してグループホームを設置し、特別配慮の必要な幼児を対象として、一緒に入浴したり、昼寝は添い寝をしたりと密度の濃い愛着関係が築かれるよう配慮されている。 日常的に短時間でも担当職員との1対1の個別の関わりができる体制が望まれる。
	b	乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるように努めているが、十分ではない。			
	c	乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制がない。			
	○	乳幼児に対する受容的・応答性の高いかわりを心がけている。			
	○	子どもと養育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時など、いつでも応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。			
	○	どの乳幼児も保護者等、あるいは担当養育者、里親等、特定のおとなと個別のかわりを持つことができる体制が整備されている。			
	○	特別な配慮が必要な場合を除いては、基本的に入所から退所まで一貫した「担当養育制」をとっている。			
	○	担当養育者と個別のかわりを持つことができる時間を確保している。			
	○	語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体のふれあいを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるよう努めている。			
	○	被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行っている。			
51	A6	子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。			b
判断基準	a	子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。			子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障する取り組みについては、子どもが活動できる場としては、居室は乳児室と幼児室に分け、食事室と面会室がある。乳児室には、ベッドルームと一部カーペットが敷かれ落ち着けるように工夫された保育室があり、授乳やハイハイをし、おもちゃや歩行器などがあり、思い思いに遊ぶことができる配慮がされている。幼児には、保育プログラムに沿ってリズム遊びやお絵かき、絵本や紙芝居の読み聞かせ、自然と触れ合う外遊びや散歩等、多種多様な取り組みをしている。 グループホームでは、衣類、玩具戸棚が個別化されている。施設においては自分のものとして食事用の椅子やコップ、パジャマ等は区別されているが、玩具や衣類、戸棚などの個別化が望まれる。
	b	子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障する取組が十分ではない。			
	c	子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活が保障されていない。			
着眼点	○	日々の生活リズムは発達や子どもの気持ちに添いながら一人ひとりにあった形で進められている。			
	○	施設に子どもが安心して暮らせる温かな家庭的雰囲気がある。			
	○	居室が安心して、くつろいだり、落ち着ける場所になっている。			
	○	安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。			
	○	他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚などの個別化が図られている。			
	○	満足感の得られる養育者との遊びの時間を提供している。			
	○	自然と触れ合える外遊びが養育者との十分なやりとりを交え提供されている。			

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果	
52	A7	子どもの発達を支援する環境を整えている。			b
判断基準	a	子どもの発達を支援する環境を整えている。			子どもの発達を支援する取り組みとしては、児童相談所からの児童記録票を踏まえたうえで、保護者から「入所時チェック表」を用いて養育に必要な情報を聞き取り対応している。月齢による発達特性を認識しながらも「イヤイヤ」など自我の表出等があった場合は、毎月の支援会議やケース会議で協議し子どもの状況に対応している。養育者は子どもの側に座って、声をかけたり抱っこしたりして気持ちを受け止め、一人ひとりの子どもの要求に対応している。子どもがアンパンマンを「パー」と発した場合は、「アンパンマンね」と正しい言葉で応答するようにしている。一人ひとりの子どもの欲求や要求に対して更なる対応が望まれる。
	b	子どもの発達を支援する環境を整える取組をしているが、十分ではない。			
	c	子どもの発達を支援する環境を整える取組をしていない。			
	着眼点	☐	養育者は、月齢による発達特性(自我の表出等)を認識し、養育に当たっている。		
		☐	入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。		
		☐	一人ひとりの子どもの欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。		
		☐	子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。		
		☐	言葉を獲得し話し始めた子どもの問いかけには、できる限りその場で応答している。		
		☐	「いや」など駄々をこねたり、自分を表現する力がまだ十分でない子どもの気持ちをくみ取ろうとしている。		
	(2) 食生活				
53	A8	乳幼児に対して適切な授乳を行っている。			b
判断基準	a	一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて、適切な授乳を行っている。			乳幼児に対する適切な授乳については、養育マニュアルに「乳幼児の栄養～ゆったりとした授乳と楽しい食事～」の中で留意点を挙げて職員間で共有している。一人ひとりの乳幼児の授乳の状況に合わせて、ミルクの量や時間を工夫し自律授乳を基本に実施され個々の授乳状況を記録している。哺乳瓶など衛生面に配慮し、授乳時は乳幼児を抱いて行っている。夜間帯などに他児と授乳時間が重なった場合に1人飲みをさせる場合があり、その際は養育者の側で見守りを行っているが、一人のみをさせないような工夫と検討が望まれる。
	b	一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて授乳を行っているが、十分ではない。			
	c	一人ひとりの乳幼児の状態に合わせた授乳を行っていない。			
	着眼点	☐	授乳は、自律授乳を基本としつつ、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。		
		☐	授乳時は、乳幼児を抱いて、目を合わせ、やさしく言葉をかけ、ゆったりとした気持ちで飲めるように配慮している。		
		☐	授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。		
		☐	一人飲みをさせていない。		
		☐	生体リズムの乱れなどで自律授乳や自発的意思の授乳が難しい乳幼児には、その子の状態に応じた授乳を工夫している。		
		☐			

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果	
54	A9	離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。		a	
55	判断基準	a	離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。	離乳食を進める際の十分な配慮については、在胎期間から入所にいたるまでの経過や発育、発達状況やアレルギーに関しては、チェックリストに沿って児童相談所からの情報や親子健康（母子）手帳で確認している。担当養育者を中心に、体重の増え方などを考慮し、一人ひとりに合わせて離乳食に取り組んでいる。検食簿に養育者の意見を記載し、支援会議やケース会議で食について報告している。栄養士より助言をもらうことがあり、情報を共有している。噛む力を養うために食材を選び、例えばリンゴを八つ切りにして手に持たせるなどの工夫をしている。栄養士は、初期(1)・初期(2)・中期・後期と分類して離乳食の進め方の目安にしている。	
		b	離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて配慮しているが、十分ではない。		
		c	離乳食を進めるに際し、その意義や留意点に基づいた配慮をしていない。		
	着眼点	☐	在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人ひとりに合わせた食の取組が行われている。		
		☐	個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物や味に慣れさせている。		
		☐	食事をいやがったり遊びだしてしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気持ちで与えている。		
		☐	噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。		
		☐	栄養士や調理員等は養育者とともに、咀嚼や嚥下の状況を確認し発育状況や体調を考慮しながら離乳食を進めている。		
	A10	食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。			b
	判断基準	a	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。		食事をおいしく楽しく食べられる工夫については、食事室へ移動することで明るく楽しい雰囲気ですることができるように工夫している。身体に合わせたテーブルやイスを用意し、子どもが食器やスプーンなどに触れて自分で食べようとする意欲を育てている。イスやコップには名前が記入されているので幼児でもわかるようになっている。養育者はおいしく食べられるように、目線を合わせて言葉かけを行い、子どもと一緒に食事を楽しんでいる。栄養士は定期的に食事の様子を見て一人ひとりの発育に合わせた献立と調理の工夫をしている。 食事がおいしく食べられるような更なる工夫と検討が望まれる。
		b	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。		
c		食事をおいしく楽しく食べられるような工夫に配慮を払っていない。			
着眼点	☐	食事場所は清潔に保たれ、明るく楽しい雰囲気ですることができるよう工夫している。			
	☐	子どもが食べやすいように、身体に合わせてテーブルと椅子の高さを適切に調整している。			
	☐	乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。			
	☐	食前の手洗い、食前食後のあいさつ、食後の歯磨きなどが定着するよう支援している。			
	☐	養育者や他児と一緒に食事を楽しんでいる。			
	☐	食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、おいしく楽しく食べられるように、子どもと目線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。			
	☐	日々の食生活を通じて食べたいものや好きなものが増える工夫がされている。			
	☐	お腹がすくりズムが持てるよう、朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。			
☐	栄養士、調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理を工夫している。				

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果	
56	A11	栄養管理に十分な注意を払っている。		a	
	判断基準	a	適切な栄養管理が行われている。	栄養管理については、栄養士による適切な栄養管理が行われ、季節感を取り入れた食事が提供されている。毎月19日は「食育の日」に設定し、目の前でおやつ作りを取り入れるなど、さまざまな取り組みを行っている。また2～3ヶ月に1回、外食の機会を設けて「お子様セット」を楽しんでいる。乳幼児のアレルギー等については個別に対応した食事を提供している。その際はネームプレートやトレイの色を変えるなどし、配膳の際もチェックを行っている。体調や疾病、アレルギーなどを栄養士に報告し、個別に対応した食事を提供している。	
		b	栄養管理を行っているが、十分ではない。		
		c	栄養管理を行っていない。		
	着眼点	☐	十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。		
		☐	栄養だけではなく季節感を取り入れた食事が提供されている。		
		☐	乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に個別に対応した食事を提供している。		
		☐	乳幼児の嗜好や栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。		
		☐	さまざまな「食育」への取組を行っている。		
		☐	発達に応じて、食事の準備や食事作りを見たり、かかわる機会を持ち、食べることに興味・関心を持つことができるよう工夫している。		
	(3) 衣生活				
	57	A12	気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。		b
判断基準		a	気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。	気候や場面、発達に応じた適切な衣類管理については、一歳児のパジャマや靴、帽子を個別化している。グループホーム「かるな」では個人別に収納している。「衣類・寝具類」係りの職員が担当養育者と相談しながら一緒に衣替えや衣類の補充、外出着の準備を行っている。季節や場面、個々の発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切に管理している。 衣類は個別化し、個人別に収納することが望まれる。	
		b	気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意しているが、状況に応じた使用が十分ではない。		
		c	気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類が十分に用意されていない。		
着眼点		☐	衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。		
		☐	乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用している。		
		☐	気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。		
		☐	寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中に出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。		
			衣類は個別化し、個人別に収納している。		

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果	
(4) 睡眠					
58	A13	乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。			a
判断基準	a	乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、具体的な工夫を行っている。			乳幼児の快適で十分な睡眠の確保については、室内には温度、湿度計を設置している。室内の明るさもコントロール可能である。入眠時は音楽を流して、睡眠環境を整え、月齢に合わせてベッドの大きさや位置等に配慮している。ベッドを嫌がるときはバウンサーやブランコ等を利用し職員の顔が見える場所に移動し安心して入眠できるよう取り組んでいる。寝具は毎日取り替えて清潔にしている。15分毎に見回りを行い睡眠時の状況を観察しチェックリストに記入している。一部乳児にはSIDS（乳幼児突然死症候群）に配慮してセンサーを使用して安全面に配慮している。個々の睡眠状況に合わせて就寝時の職員を増やし対応している。
	b	乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、工夫を行っているが、十分ではない。			
	c	乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいない。			
	着眼点	○	室内の環境として、温・湿度、換気、明るさ、静かさ、音楽などを快適に保っている。		
○		寝具の環境として、肌に触れる素材は綿素材を用い、広さ、形状、硬さなどを快適に保っている。			
○		睡眠時の状況を観察している。			
○		快適に十分な睡眠をとれるよう、個々の乳幼児の発達・心理に配慮した職員の対応など具体的な独自の取組を行っている。			
(5) 入浴・沐浴					
59	A14	快適な入浴・沐浴ができるようにしている。			
判断基準	a	快適な入浴・沐浴支援を行っている。			快適な入浴・沐浴については、入浴、沐浴は毎日行っている。入浴室や沐浴室は別々に設けてあり、備品やタオル等は衛生面に配慮し清潔に保たれている。乳幼児の年齢や発達等、個々に合わせて、安心して心地よく楽しい入浴・沐浴になるような言葉かけを行い、おもちゃ等を用意し一対一で対応している。幼児に対しては、浴室は一人の職員が一人の子どもを洗身しながら、側では他児が湯船でオモチャ遊びが出来るように配慮し、体の拭きあげや着替えに2名の職員で対応している。グループホーム「かるな」では、養育者と一緒に入浴し、スキンケアを図っている。
	b	快適な入浴・沐浴支援を行っているが、十分ではない。			
	c	快適な入浴・沐浴支援を行っていない。			
着眼点	○	入浴・沐浴を毎日している。			
	○	浴室・沐浴槽などの設備やタオル・バスタオルなどの備品は常に清潔が保たれている。			
	○	乳幼児の年齢、発達、発育等、個々の状況に応じた入浴方法がとられている			
	○	安心して、心地よく、楽しい入浴・沐浴になるような言葉掛けなどの配慮がなされている。			
	○	入浴・沐浴に際し、おもちゃ等を用意し、心地よい体験になるよう工夫している。			

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
(6) 排泄				
60	A15	乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。		b
判断基準	a	乳幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。		乳幼児が排泄への意識を持てるような工夫については、おむつ交換についてマニュアルが作成されている。おむつ交換のときは言葉をかけてスキンシップを図りながらおむつ交換が心地よいものであると伝えるように心がけている。排泄の状況はチェック表に記入し、共有している。発達に応じ、動きやすいように紙パンツを使用している。月齢等を勘案し便座に座れるような環境は設置されている。排便後はお尻を洗うなど清潔保持に心がけている。 安全面に配慮した更なる環境整備が望まれる。
	b	乳幼児が排泄への意識を持てるように、援助方法を工夫しているが十分ではない。		
	c	乳幼児が排泄への意識を持てるような、具体的な援助方法を工夫していない。		
	着眼点	○ おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をマッサージなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。		
	○	発達段階に応じて、排泄への興味を持てるように配慮している。		
	○	発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便座に誘導するなどして自分から便座に座る意欲を持てるように配慮している。		
	○	発達段階に応じて、個々の幼児のリズムや気持ちに合わせて誘導を行っている。		
(7) 遊び				
61	A16	発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。		b
判断基準	a	発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。		発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べる工夫については、近隣への散歩コースが設定され、外界への興味が広がるように配慮している。敷地内に屋根つきの遊び場を設け、砂場や屋外遊具が種々設置されている。月齢の高い青雲寮の子どもたちと交流が持てるように合同保育が計画的に取り組まれている。年間行事には、ピクニックやお泊まり保育、誕生会や外食会等々が実施されている。 月齢による玩具の個別化、及び子どもの手の届くところに玩具や絵本の収納場所を設けて、自由に出し入れして遊べるようにすることが望まれる。
	b	発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫しているが、十分ではない。		
	c	発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるような工夫を行っていない。		
着眼点	○	玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫している。		
	○	戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。		
	○	模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかかわりができるように配慮している。		
	○	養育者や他の子どもと楽しく遊ぶことができるよう心がけている。		
	○	子どもの五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。		
		月齢により、収納場所を設け、玩具の個別化をし、自分の物という喜びや認識ができるよう工夫している。		
		子どもの手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしている。		

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
(8) 健康			
62	A17	一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
判断基準	a	一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	一人ひとりの乳幼児の健康管理と異常がある場合の適切な対応については、日課表により検温グラフと尿、便、食事、ミルクの量などが記録されている。嘱託医による月2回の健診や予防接種等が実施されている。異常がある場合には医療機関を受診するなどの対応をしている。その際の医師の指示や助言、服薬の内容について「病院受診記録簿」等に記載し、薬の飲み忘れがないように2回チェックしている。入院の場合には職員が付き添い対応している。ケース担当職員や看護師が日常的に医療機関との連携に努めている。発疹やアレルギー症状の出現に注意し、速やかに医師に相談し対応策を講じている。
	b	一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康管理が行われていない。	
	○	健康観察記録を作成し、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。	
	○	日常的に医療機関等と適切に連携するよう努めている。	
	○	嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。	
	○	乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。	
	○	異常がある場合には、医療機関を受診するなど適切に対応している。	
	○	ミルクや離乳食を開始した当初は、発疹などアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談し対応策を講じている。	
	○		
63	A18	病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	b
判断基準	a	病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	病・虚弱児等の健康管理についての日常生活上の対応策については、状態変化が常に把握できるように工夫している。手洗いの方法や感染症に対するマニュアルが整備され、職員間で共有している。支援会議において看護師が勉強会を実施し、日常生活で適切な対応策がとれるようにしている。異常所見がみられた場合は、近隣の小児科をはじめ専門医や主治医に相談できる連絡体制をとっている。子どもの健康状態に応じた発達支援プログラムを作成して、支援することが望まれる。
	b	病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で対応策をとっているが十分ではない。	
	c	病・虚弱児等の健康管理について、特別な対応策をとっていない。	
	○	病・虚弱児等個々の健康状態の変化が、常に把握できるように工夫している。	
	○	服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。	
	○	専門医や主治医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じた療育計画や発達支援計画などを含む支援のプログラム等を作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。	
	○	専門医や主治医による定例的な診断を受けている。	
	○	異常所見がみられた場合には、速やかに専門医や主治医に相談できる連絡体制をとっている。	
	○		
	○		

項 目			判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
(9) 心理的ケア				
64	A19	乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。		c
判断基準 着眼点	a	心理的なケアが必要な乳幼児に対して必要な心理的支援を行うとともに、保護者等への心理的支援も行っている。	乳幼児と保護者等への心理的支援については、一歳半の判定は法人内の児童養護施設の心理療法担当職員が判定を行っている。必要に応じて児童相談所の心理専門職の支援を受けている。 乳幼児や保護者への対応に関する職員研修やコンサルテーションの実施が望まれる。	
	b	必要な心理的ケアを行っているが、十分ではない。		
	c	心理的なケアが必要な乳幼児と保護者等に対して、支援を行っていない。		
		心理的な支援を必要とする乳幼児について、保護者等への支援も視野に入れた自立支援計画や養育計画に基づき、心理支援内容が明示されている。		
		心理支援内容には、個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。		
		心理職をおき、乳幼児にも保護者等にも心理的な援助を行える体制が整っている。		
	○	必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。		
		心理的なケアが必要な乳幼児や保護者等への対応に関する職員研修やコンサルテーションが行われている。		
(1 0) 施設と家族との信頼関係づくり				
65	A20	施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。		b
判断基準 着眼点	a	施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。	家族との信頼関係づくりと家族からの相談に応じる体制づくりについては、家庭支援専門相談員が窓口となり、児童相談所と協議の上、実施されている。面会時に、家庭支援専門相談員や担当養育者から、日常生活の様子や成長の様子等を伝えている。保護者の養育スキル向上のため、子どもと一緒に遊んだり、入浴や食事の介助をしてもらうことで親子の再構築等のための支援を行っている。保護者等の話を傾聴して支援経過に記録している。乳幼児に関する予定や情報を園だよりを通して毎月家族に送付している。家族の依頼により、成長の様子を写真や手紙にして伝えることがある。 施設と家族との信頼関係づくりの更なる取り組みが望まれる。	
	b	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。		
	c	施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。		
	○	家庭支援専門相談員が中心となって施設と家族との信頼関係を構築するように努めている。		
	○	施設が家族と共に子どもの成長を喜び合う雰囲気を大切にしている。		
	○	面会時に必要に応じて保護者等の養育スキルの向上を支援している。		
	○	保護者等の相談に積極的に対応するための保護者等面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努めている。		
	○	家庭支援専門相談員は、家族に寄り添い、保護者等の言葉を傾聴する役割を担っている。		
	○	乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を写真やお手紙に書いて家族に伝えている。		

項 目			判断した理由 ・ 特記事項等	評価 結果	
(1 1) 親子関係の再構築支援					
66	A21	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。			b
判断基準	a	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。			親子関係の再構築等のための家族への支援については、児童相談所と協議しながら、家庭支援専門相談員が窓口になり支援に取り組んでいる。入所理由の理解やケアの方向性については支援会議やケース会議等々で職員間で情報を共有している。面会や外出、一時帰宅の乳幼児の様子は注意深く観察して記録している。 課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の関係機関を十分に把握し連携を図ることが望まれる。
	b	親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。			
	c	親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。			
	○	家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項が明記されている。			
	○	入所理由の理解とケアの方向性についてアセスメントしている。			
	○	子どもと家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。			
	○	面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者等との関係性が好転し、保護者等の養育意欲が向上するよう支えている。			
	○	面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりがあった場合には、その発見ができるように努めている。			
		課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関を十分に把握し、連携をとっている。			
	○	児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行っている。			
(1 2) スーパービジョン体制					
67	A22	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。			c
判断基準	a	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に積極的に取り組んでいる。			職員の専門性の向上について、今年度は国が定める基幹的職員の研修に施設長他3名の職員が受講している。スーパーバイザーを配置し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上にスーパービジョン体制の確立、及び基幹的職員を設置するなどして、職員指導等に取り組むことが望まれる。
	b	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいるが、十分ではない。			
	c	スーパービジョンの体制が確立していない。			
		スーパーバイザーを配置し、いつでも相談できる体制を確立している。			
		職員に対するスーパービジョンを定例的に行い、職員がひとりで問題を抱え込まないように、スーパーバイザーなどを通じて、組織としての働きかけをしている。			
		スーパーバイザー以外にも職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるような取組をしている。			
		スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど質の向上に努めている。			
着眼点		国が定める基幹的職員を設置している。			